



様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 23日

豊 田 市 長 殿

提出者

住 所 豊田市宮上町3-22
 氏 名 碧洋管工株式会社
 代表取締役 宇佐美克幸
 電話番号 0565-31-0541

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	碧洋管工株式会社
事業場の所在地	愛知県豊田市宮上町3-22
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	08 : 設備工事業
②事業の規模	元請完成工事高 : 32,890万円
③従業員数	16人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	水道施設工事・給排水衛生設備工事 がれき類→再生処理業者に委託して、再生骨材として再資源化 木くず →再生処理業者に委託して、チップとして再資源化 汚泥 →中間処理業者に委託して、土砂として再資源化 金属・廃プラ・紙くず→中間処理業者に委託して、圧縮して再資源化 又は埋立処分 混合物 →中間処理業者に委託して分別し、再生資源化

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

代表取締役



専務取締役（産業廃棄物処理総括責任者）



工事部 工事現場管理責任者
(産業廃棄物処理責任者)



総務部
(産業廃棄物管理責任者)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和 5年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	混合廃棄物	
排 出 量	1485 t	26 t	10 t	12 t	
産業廃棄物の種類					
排 出 量					

（これまでに実施した取組）
材料出荷元に包装材の簡素化を依頼。
混合廃棄物は排出前に分別して減量。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	混合廃棄物	
排 出 量	1455 t	25 t	9 t	11 t	
産業廃棄物の種類					
排 出 量					

（今後実施する予定の取組）
廃プラ、紙くず、木くずは材料出荷元に包装材の簡素化を依頼。
汚泥は不要な舗装切断をしない。
木くず、金属くず、紙くずは混合せず分別して単独で再生処分する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
がれき、木くず、汚泥、金属・廃プラスチック・紙はそれぞれ分別し、再生処理委託している。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
混合物をできるだけ分別し再生処理委託する。
優良処分業者を優先して処理委託する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和 6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	ガラス陶磁器くず	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量					
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は実施していない。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	ガラス陶磁器くず	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量					
	(今後実施する予定の取組) 自ら再生利用は実施する予定なし。					

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和 6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	ガラス陶磁器くず	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量					
	(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は実施していない。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	ガラス陶磁器くず	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量					
	(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は実施する予定なし。					

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	ガラス陶磁器 くず	木くず
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量					
	（これまでに実施した取組） 自ら行う埋立処分又は海洋投入処分は実施していない。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	ガラス陶磁器 くず	木くず
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量					
	（今後実施する予定の取組） 自ら行う埋立処分又は海洋投入処分は実施する予定なし。					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 6年度）実績】							
産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	混合廃棄物			
全処理委託量	1485 t	26 t	10 t	12 t			
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	12 t			
再生利用業者への処理委託量	1485 t	26 t	1 t	0 t			
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t			
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t			

① 現状

（これまでに実施した取組）

可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量を低減した。
 優良認定処理業者を優先して処分を委託した。
 委託先処理業者には、定期的に実地確認を実施した。

②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	混合廃棄物			
	全処理委託量	1455 t	25 t	9 t	11 t			
	優良認定処理業者への処理委託量	455 t	5 t	2 t	11 t			
	再生利用業者への処理委託量	1000 t	20 t	7 t	0 t			
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t			
(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者を優先して処理委託する。 混合廃棄物は優良認定処理業者へ処理委託をする。 再生処理業者への処理委託を優先し、最終処分量の低減をはかる。 廃プラの再生利用業者への処理委託量を増やす。 委託先処理業者には、定期的に実地確認を実施する。								
※事務処理欄								

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

こと。

- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。